

採用予定人数 (41人)

〈令和8年5月20日現在〉

勤務場所及び任用期間

番号	勤務場所	臨時的任用職員任用期間	育休任期付職員任用期間
1	大淀保育所 北区大淀中4-9-11	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
2	大淀保育所 北区大淀中4-9-11	—	R8.9.1 ~ R10.3.31
3	大淀保育所 北区大淀中4-9-11	R8.9.1 ~ R8.11.17	R8.11.18 ~ R10.3.31
4	御幸保育所 都島区御幸町2-7-13	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
5	御幸保育所 都島区御幸町2-7-13	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
6	御幸保育所 都島区御幸町2-7-13	~	R8.9.1 ~ R9.3.31
7	南大江保育所 中央区農人橋1-1-2	~	R8.9.1 ~ R10.3.31
8	梅本保育所 西区本田1-4-50	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
9	味原保育所 天王寺区味原町9-6	—	R8.9.1 ~ R11.3.31
10	味原保育所 天王寺区味原町9-6	—	R8.9.1 ~ R10.3.31
11	姫島保育所 西淀川区姫島4-21-7	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
12	姫島保育所 西淀川区姫島4-21-7	—	R8.9.1 ~ R10.3.31
13	姫島保育所 西淀川区姫島4-21-7	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
14	三国保育所 淀川区西宮原2-6-57	—	R8.9.1 ~ R10.7.10
15	三国保育所 淀川区西宮原2-6-57	—	R8.9.1 ~ R11.2.2
16	木川第1保育所 淀川区木川西4-4-3-101	~	R8.9.1 ~ R9.3.31
17	西大道保育所 東淀川区大桐2-8-2-100	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
18	東小橋保育所 東成区東小橋3-7-4	R8.9.1 ~ R8.10.31	—
19	中川保育所 生野区中川2-4-26	R8.9.1 ~ R8.12.10	R8.12.11 ~ R9.3.31
20	大宮第1保育所 旭区中宮2-22-22	R8.9.3 ~ R8.12.23	R8.12.24 ~ R10.3.31
21	生江保育所 旭区生江3-14-13	—	R8.9.1 ~ R11.3.31

番号	勤務場所	臨時的任用職員任用期間	育休任期付職員任用期間
22	鳴野保育所 城東区鳴野西5-3-3-100	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
23	鳴野保育所 城東区鳴野西5-3-3-100	R8.9.1 ~ R8.9.12	R8.9.13 ~ R10.3.31
24	関目保育所 城東区関目1-24-27	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
25	関目保育所 城東区関目1-24-27	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
26	茨田第1保育所 鶴見区諸口5-浜6-17	R8.9.1 ~ R8.11.26	R8.11.27 ~ R10.3.31
27	阪南保育所 阿倍野区阪南町3-26-13	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
28	阪南保育所 阿倍野区阪南町3-26-13	—	R8.9.1 ~ R10.3.31
29	阪南保育所 阿倍野区阪南町3-26-13	R8.9.1 ~ R8.9.14	R8.9.15 ~ R10.3.31
30	阪南保育所 阿倍野区阪南町3-26-13	R8.9.15 ~ R9.1.4	R9.1.5 ~ R10.3.31
31	北加賀屋保育所 住之江区中加賀屋2-17-1	R8.9.1 ~ R8.11.9	R8.11.10 ~ R11.3.31
32	荻田南保育所 住吉区荻田9-1-12	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
33	荻田南保育所 住吉区荻田9-1-12	—	R8.9.1 ~ R10.2.29
34	万領保育所 住吉区万代東4-1-29	R8.9.1 ~ R8.12.1	R8.12.2 ~ R11.4.15
35	鷹合保育所 東住吉区鷹合1-5-16	—	R8.9.1 ~ R10.3.31
36	矢田教育の森保育所 東住吉区矢田5-2-12	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
37	瓜破保育所 平野区瓜破3-3-64	—	R8.9.1 ~ R10.3.31
38	千本保育所 西成区千本南2-11-20	—	R8.9.1 ~ R11.2.26
39	千本保育所 西成区千本南2-11-20	—	R8.9.1 ~ R9.3.31
40	千本保育所 西成区千本南2-11-20	R8.9.1 ~ R8.12.21	R8.12.22 ~ R10.3.31
41	松之宮保育所 西成区旭2-7-17	—	R8.9.1 ~ R9.3.31

(任用期間の例) 配属先が大淀保育所(番号「3」となった場合は、R8.9.1～R10.3.31(臨時的任用職員としての期間：R8.9.1～R8.11.17、育休任期付職員としての期間：R8.11.18～R10.3.31)までの間勤務していただくことになります。

※ 上記の勤務場所及びそれぞれの任用期間の情報は、各申込受付期間(別紙2参照)初日の正午までに更新します。最新情報は、同試験について掲載しています本市ホームページ上の「別紙1 勤務場所及び任用期間」からご確認いただきお申し込みください。また、申し込み時点ですでに任用が決定している場合もありますのであらかじめご了承ください。

※ それぞれの任用期間については、産前産後休暇及び育児休業の取得時期により変更となる場合があります。

※ 採用試験申込書に希望する勤務場所及び番号(上記の1～41)を、第1希望から第5希望まで必ず記入してください。合格基準点に達し、希望内での勤務先決定を原則としますが、重複等により、勤務先が希望に添えない場合は、通勤時間を考慮し、こちらで決定します。